

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月6日

【会社名】 株式会社S K I Y A K I

【英訳名】 S K I Y A K I I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮瀬 卓也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町15番14号

(注) 平成29年11月1日から本店は下記に移転する予定でありま
す。

本店所在地 東京都渋谷区道玄坂1丁目14番6号

電話番号 03-5428-8378(代表)

【電話番号】 03-5428-8378

【事務連絡者氏名】 取締役 酒井 真也

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町15番14号

【電話番号】 03-5428-8378

【事務連絡者氏名】 取締役 酒井 真也

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	435,200,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	899,580,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	213,840,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年9月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年10月5日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し337,400株（引受人の買取引受による売出し272,600株・オーバーアロットメントによる売出し64,800株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの状況」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容に変更が生じたため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4．親引け先への販売について」、「5．子会社の取得について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
- (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 4．親引け先への販売について
- 5．子会社の取得について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

- 5 役員の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
- (1) コーポレート・ガバナンスの状況

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容
- 2 取得者の概況

第3 株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	160,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成29年9月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年10月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	160,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成29年9月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	160,000	462,400,000	250,240,000
計（総発行株式）	160,000	462,400,000	250,240,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は544,000,000円となります。
 6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年10月5日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(2,720円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	160,000	435,200,000	242,880,000
計(総発行株式)	160,000	435,200,000	242,880,000

(注)1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 仮条件(3,200円~3,400円)の平均価格(3,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は528,000,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成29年10月19日(木) 至 平成29年10月24日(火)	未定 (注)4.	平成29年10月25日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年10月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年10月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年9月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年10月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年10月10日から平成29年10月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	2,720	未定 (注)3.	100	自 平成29年10月19日(木) 至 平成29年10月24日(火)	未定 (注)4.	平成29年10月25日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、3,200円以上3,400円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

ファンクラブなどの既存サービスに加えて、新たなコンテンツや技術革新に関連する事業領域への応用が可能で、高い成長が見込まれる。

独自のワンストップ・ソリューションプラットフォームの活用により、幅広く新規アーティストを獲得している。

大型アーティストへのサービス開始などのスポット要因で業績が変動する点は中長期的に慎重に見るべき。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は3,200円から3,400円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,720円)及び平成29年10月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年9月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成29年10月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先立ち、平成29年10月10日から平成29年10月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(2,720円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社 岡三証券株式会社 極東証券株式会社 マネックス証券株式会社 東洋証券株式会社 株式会社S B I証券 水戸証券株式会社 エイチ・エス証券株式会社 エース証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 東京都港区赤坂一丁目12番32号 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	160,000	-

(注) 1. 平成29年10月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年10月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社 岡三証券株式会社 極東証券株式会社 マネックス証券株式会社 東洋証券株式会社 株式会社S B I証券 水戸証券株式会社 エイチ・エス証券株式会社 エース証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 東京都港区赤坂一丁目12番32号 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	82,500 17,300 12,900 12,900 8,600 8,600 8,600 4,300 4,300	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	160,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年10月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
500,480,000	9,000,000	491,480,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,400円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
485,760,000	9,000,000	476,760,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(3,200円~3,400円)の平均価格(3,300円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額491,480千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限201,894千円と合わせた手取概算額合計上限693,374千円について、SKIYAKI EXTRAを中心とした自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費に228,074千円、当該開発者の採用費及び教育研修費に43,800千円、従業員数の増加に伴う本社移転費用に136,000千円、当社事業と親和性が高く、シナジー効果が見込める企業との資本提携・出資に285,500千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費については、平成30年1月期に25,000千円、平成31年1月期に72,000千円、平成32年1月期に131,074千円を予定しており、当該開発者の採用費及び教育研修費については、平成30年1月期に7,200千円(採用費)、平成31年1月期に15,000千円(採用費12,000千円、教育研修費3,000千円)、平成32年1月期に21,600千円(採用費16,000千円、教育研修費5,600千円)を予定しております。

本社移転費用については、平成30年1月期に80,000千円(敷金の差入による支出44,321千円、移転及び原状回復に係る費用9,200千円、新オフィス内装工事費用等10,230千円、支払賃借料増額に係る費用16,249千円)、平成31年1月期及び平成32年1月期にそれぞれ28,000千円(支払賃借料増額に係る費用)を予定しております。

資本提携・出資については、平成30年1月期において、コンサート・イベント制作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として85,500千円、平成31年1月期において、漫画、アニメ等に関連するWebサービス事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円、平成32年1月期において、オンデマンドグッズ制作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円を予定しております。

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額476,760千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限195,932千円と合わせた手取概算額合計上限672,692千円について、SKIYAKI EXTRAを中心とした自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費に207,392千円、当該開発者の採用費及び教育研修費に43,800千円、従業員数の増加に伴う本社移転費用に136,000千円、当社事業と親和性が高く、シナジー効果が見込める企業との資本提携・出資に285,500千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費については、平成30年1月期に25,000千円、平成31年1月期に72,000千円、平成32年1月期に110,392千円を予定しており、当該開発者の採用費及び教育研修費については、平成30年1月期に7,200千円(採用費)、平成31年1月期に15,000千円(採用費12,000千円、教育研修費3,000千円)、平成32年1月期に21,600千円(採用費16,000千円、教育研修費5,600千円)を予定しております。

本社移転費用については、平成30年1月期に80,000千円(敷金の差入による支出44,321千円、移転及び原状回復に係る費用9,200千円、新オフィス内装工事費用等10,230千円、支払賃借料増額に係る費用16,249千円)、平成31年1月期及び平成32年1月期にそれぞれ28,000千円(支払賃借料増額に係る費用)を予定しております。

資本提携・出資については、平成30年1月期において、コンサート・イベント制作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として85,500千円、平成31年1月期において、漫画、アニメ等に関連するWebサービス事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円、平成32年1月期において、オンデマンドグッズ制作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円を予定しております。

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	272,600	926,840,000	東京都渋谷区桜丘町20番1号 株式会社アミューズ 140,000株 東京都港区六本木五丁目2番2号 株式会社ビーイング 75,000株 東京都渋谷区代官山町17番1号 株式会社Ararik 20,000株 東京都港区 木村 敏彦 20,000株 東京都目黒区 戸崎 勝弘 5,000株 東京都目黒区東山三丁目1番4-301号 株式会社portas 4,000株 東京都目黒区 在國寺 穂 4,000株 東京都渋谷区 那須 淳 2,000株 神奈川県相模原市中央区 栗山 丈史 2,000株 東京都目黒区 小澤 芳久 600株
計(総売出株式)	-	272,600	926,840,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,400円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 .ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	272,600	899,580,000	東京都渋谷区桜丘町20番1号 株式会社アミューズ 140,000株 東京都港区六本木五丁目2番2号 株式会社ビーイング 75,000株 東京都渋谷区代官山町17番1号 株式会社Ararik 20,000株 東京都港区 木村 敏彦 20,000株 東京都目黒区 戸崎 勝弘 5,000株 東京都目黒区東山三丁目1番4-301号 株式会社portas 4,000株 東京都目黒区 在國寺 穂 4,000株 東京都渋谷区 那須 淳 2,000株 神奈川県相模原市中央区 栗山 丈史 2,000株 東京都目黒区 小澤 芳久 600株
計(総売出株式)	-	272,600	899,580,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、仮条件（3,200円～3,400円）の平均価格（3,300円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	64,800	220,320,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 64,800株
計(総売出株式)	-	64,800	220,320,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	64,800	213,840,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 64,800株
計(総売出株式)	-	64,800	213,840,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(3,200円~3,400円)の平均価格(3,300円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社Ararik（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成29年11月21日（火）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年10月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社Ararik（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,800株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき2,720円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成29年11月21日（火）

（注） 割当価格は、平成29年10月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

(訂正前)
記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	SKIYAKI従業員持株会(理事長 三好 竜太) 東京都渋谷区桜丘町15番14号
b. 当社と親引け先との関係	当社グループの従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社グループの従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、10,000株を上限として、平成29年10月17日(発行価格等決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(平成29年10月17日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
カルチュア・コンビニエ ンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二 丁目5番25号	966,000	50.21	966,000	46.36
株式会社Ararik	東京都渋谷区代官山町17 番1号	230,000	11.95	210,000	10.08
松嶋 良治	東京都渋谷区	114,000	5.93	114,000	5.47
宮瀬 卓也	東京都渋谷区	110,000 (20,000)	5.72 (1.04)	110,000 (20,000)	5.28 (0.96)
豊田 洋輔	東京都千代田区	34,000 (4,000)	1.77 (0.21)	34,000 (4,000)	1.63 (0.19)
株式会社portas	東京都目黒区東山三丁目 1番4-301号	34,000	1.77	30,000	1.44
戸崎 勝弘	東京都目黒区	30,600 (600)	1.59 (0.03)	25,600 (600)	1.23 (0.03)
木村 敏彦	東京都港区	40,000	2.08	20,000	0.96
合同会社ワイズパートナ ーズ	東京都世田谷区喜多見四 丁目28番13号	20,000	1.04	20,000	0.96
那須 淳	東京都渋谷区	20,000	1.04	18,000	0.86
株式会社アミューズ	東京都渋谷区桜丘町20番 1号	140,000	7.28	-	-
株式会社ピーイング	東京都港区六本木五丁目 2番2号	75,000	3.90	-	-
計	-	1,793,600 (24,600)	93.23 (1.28)	1,547,600 (24,600)	74.27 (1.18)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月21日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年10月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(10,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

5 . 子会社の取得について

当社は、平成29年9月29日付で子会社を取得しており、当該子会社の概要は以下のとおりです。

商号	株式会社リアニメーション
本店の所在地	東京都中野区中野四丁目10番1号中野セントラルパークイースト1階ICTCO内No.14
代表者の氏名	杉本 真之
資本金の額	2,000千円
事業の内容	イベント・コンサートの企画・制作事業
子会社取得の目的	業務提携強化のため
子会社取得の対価の額	19,600千円

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(3) その他のリスク

親会社グループとの関係について

イ CCCグループとの役員の兼務関係について

(訂正前)

本書提出日現在における当社役員8名のうち、CCCグループから派遣されている者は1名であり、その者の氏名、当社及びCCCグループにおける役職、兼任の理由は以下のとおりです。

氏名	当社における役職	CCCグループにおける役職		兼任の理由
菅沼 博道	取締役	カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社	執行役員兼ミュージックライフスタイル研究所所長	経営陣強化のため兼任
		カルチャ・エンタテインメント株式会社	取締役	
		株式会社パワートゥザピープル	取締役	

(訂正後)

本書提出日現在における当社役員8名のうち、CCCグループから派遣されている者は1名であり、その者の氏名、当社及びCCCグループにおける役職、兼任の理由は以下のとおりです。

氏名	当社における役職	CCCグループにおける役職		兼任の理由
菅沼 博道	取締役	カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社	執行役員兼ミュージックライフスタイル研究所所長	経営陣強化のため兼任
		カルチャ・エンタテインメント株式会社	取締役	

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
				(省略)		
取締役	-	菅沼 博道	昭和44年6月6日生	平成6年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成19年4月 同社 最高販促責任者CMO就任 平成22年4月 同社 TSUTAYA事業本部商品販促部 部長 平成24年4月 同社 商品・エンタテインメント事業本部ネット・エンタテインメント部 部長 平成25年4月 同社 執行役員兼ミュージックライフスタイル研究所 所長就任(現任) 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成27年4月 カルチュア・エンタテインメント株式会社 取締役就任(現任) 平成27年7月 株式会社パワートゥザピープル 取締役就任(現任)	(注)3	-
				(省略)		

(注記省略)

(訂正後)

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
				(省略)		
取締役	-	菅沼 博道	昭和44年6月6日生	平成6年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成19年4月 同社 最高販促責任者CMO就任 平成22年4月 同社 TSUTAYA事業本部商品販促部 部長 平成24年4月 同社 商品・エンタテインメント事業本部ネット・エンタテインメント部 部長 平成25年4月 同社 執行役員兼ミュージックライフスタイル研究所 所長就任(現任) 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成27年4月 カルチュア・エンタテインメント株式会社 取締役就任(現任) 平成27年7月 株式会社パワートゥザピープル 取締役就任	(注)3	-
				(省略)		

(注記省略)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前略

株主総会の特別決議要件

当社は、(中略)を目的とするものであります。

(訂正後)

前略

株主総会の特別決議要件

当社は、(中略)を目的とするものであります。

株式の保有状況イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額1銘柄 30,000千円ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度該当事項はありません。当事業年度特定投資株式

<u>銘柄</u>	<u>株式数(株)</u>	<u>貸借対照表計上額 (千円)</u>	<u>保有目的</u>
2501株式会社	750	30,000	業務提携のため

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年6月11日	平成27年10月16日	平成27年10月16日
種類	第5回新株予約権 (A) (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (A) (第2次) (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (B) (第2次) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 2,260株	普通株式 50株	普通株式 30株
発行価格	7,000円 (注) 3.	7,000円 (注) 3.	7,000円 (注) 3.
資本組入額	3,500円	3,500円	3,500円
発行価額の総額	15,820,000円	350,000円	210,000円
資本組入額の総額	7,910,000円	175,000円	105,000円
発行方法	平成27年6月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年4月15日	平成29年1月30日	平成29年1月30日
種類	第5回新株予約権 (B) (第3次) (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (A) (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (B) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 30株	普通株式 600株	普通株式 200株
発行価格	7,000円 (注) 3.	12,300円 (注) 3.	12,300円 (注) 3.
資本組入額	3,500円	6,150円	6,150円
発行価額の総額	210,000円	7,380,000円	2,460,000円
資本組入額の総額	105,000円	3,690,000円	1,230,000円
発行方法	平成28年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所

からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとします。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年1月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 第5回新株予約権(A)については、退職等により従業員12名380株分の権利が喪失しております。

5. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(以下省略)

(訂正後)

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年6月11日	平成27年10月16日	平成27年10月16日
種類	第5回新株予約権 (A) (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (A) (第2次) (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (B) (第2次) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 2,260株	普通株式 50株	普通株式 30株
発行価格	7,000円 (注) 4.	7,000円 (注) 4.	7,000円 (注) 4.
資本組入額	3,500円	3,500円	3,500円
発行価額の総額	15,820,000円	350,000円	210,000円
資本組入額の総額	7,910,000円	175,000円	105,000円
発行方法	平成27年6月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年4月15日	平成29年1月30日	平成29年1月30日
種類	第5回新株予約権 (B) (第3次) (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (A) (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (B) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 30株	普通株式 600株	普通株式 200株
発行価格	7,000円 (注) 4.	12,300円 (注) 4.	12,300円 (注) 4.
資本組入額	3,500円	6,150円	6,150円
発行価額の総額	210,000円	7,380,000円	2,460,000円
資本組入額の総額	105,000円	3,690,000円	1,230,000円
発行方法	平成28年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3.	(注) 2.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に

規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。

- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとします。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 第5回新株予約権(A)については、退職等により従業員12名380株分の権利が喪失しております。
6. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(以下省略)

(注) 1(2)、(3)、3.4.5.6の番号変更及び1(2)、3.の注記追加

2【取得者の概況】

第6回新株予約権（ストック・オプション） 平成29年1月27日の取締役会決議

（訂正前）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 （株）	価格（単価） （円）	取得者と提出会社との関係
		(省略)			
鈴木 和菜	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
押野 秀美	東京都渋谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
田村 兵庫	東京都世田谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
		(省略)			

（注記省略）

（訂正後）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 （株）	価格（単価） （円）	取得者と提出会社との関係
		(省略)			
鈴木 和菜	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
田村 兵庫	東京都世田谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
		(省略)			

（注記省略）

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (注) 1. 2.	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	966,000	50.21
株式会社Ararik (注) 1. 5.	東京都渋谷区代官山町17番1号	230,000	11.95
株式会社アミューズ(注) 1.	東京都渋谷区桜丘町20番1号	140,000	7.28
(省略)			
鈴木 和菜(注) 6.	神奈川県川崎市宮前区	100 (100)	0.01 (0.01)
押野 秀美(注) 9.	東京都渋谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
田村 兵庫(注) 6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
(省略)			
計	-	1,923,900 (88,900)	100.00 (4.62)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の親会社)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

6. 当社の従業員

7. 特別利害関係者等(当社の監査等委員である取締役)

8. 当社の社外協力者

9. 当社の関連会社の取締役

10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

11. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

12. 宮瀬卓也は、株式会社Ararikへの平成29年3月31日付での株式譲渡により、本書提出日現在、主要株主ではなくなりました。また、当該移動により株式会社Ararikが新たに主要株主となっております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(注)1.2.	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	966,000	50.21
株式会社Ararik(注)1.5.	東京都渋谷区代官山町17番1号	230,000	11.96
株式会社アミューズ(注)1.	東京都渋谷区桜丘町20番1号	140,000	7.28
	(省略)		
鈴木 和菜(注)6.	神奈川県川崎市宮前区	100 (100)	0.01 (0.01)
田村 兵庫(注)6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
	(省略)		
計	-	1,923,800 (88,800)	100.00 (4.62)

(注)1.特別利害関係者等(大株主上位10名)

2.特別利害関係者等(当社の親会社)

3.特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

4.特別利害関係者等(当社の取締役)

5.特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

6.当社の従業員

7.特別利害関係者等(当社の監査等委員である取締役)

8.当社の社外協力者

9.株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10.()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

11.宮瀬卓也は、株式会社Ararikへの平成29年3月31日付での株式譲渡により、本書提出日現在、主要株主ではなくなりました。また、当該移動により株式会社Ararikが新たに主要株主となっております。

(注)9.の全文削除及び10.11.12.の番号変更